

号外はインターネットの福島民報ホームページ (<https://www.minpo.jp/>) でもご覧になれます。

緊急事態宣言7府県追加

栃木、京都、大阪、兵庫、愛知、岐阜、福岡

あすから7日まで

菅義偉首相は十三日、新型コロナウイルス感染症対策本部を官邸で開き、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に京都、大阪、兵庫の関西三府県と愛知、岐阜の東海二県、栃木、福岡の計七府県を追加した。七日に首都圏一

都三県に再発令したものの、感染拡大に歯止めがかからなかった。期間は十四日から一月七日まで。感染リスクが高いとして飲食店に午後八時までの営業時間短縮を要請し、応じない場合は施設名を公表できる。宣言対象地域は計十一都府県に

拡大した。首相は七日の記者会見で、大阪府などは現時点で発令する状況にはないとの認識を示していた。だが、その後も新規感染者数の高止まり状態が続き、専門家の意見も踏まえて追加を決断した。西村康稔経済再生担当

相は十三日の衆院内閣委員会で「東北、山陰など感染を低く抑えている地域まで対象にするかは慎重に考えないといけない」と述べ、全国への拡大に慎重な姿勢を示した。宣言により、不要不急の外出自粛要請に法的根拠が生じる。対象地域

の知事は医薬品、食品などの収用や、医療施設開設のための土地や建物の強制使用が可能となる。政府は昨年四月、七都府県に緊急事態を宣言。その後全国に拡大し、五月下旬までに順次解除した。感染の再拡大を受け、年明けの今月七日に首都圏に再発令した。

緊急事態宣言を巡る経過	
2020年4月7日	新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に発令
16日	対象地域を全国に拡大
5月14日	39県で宣言を解除
21日	京都、大阪、兵庫の近畿3府県で解除
25日	宣言を全面解除
12月25日	菅義偉首相が記者会見で緊急事態宣言の再発令に慎重姿勢を示す
31日	東京都の感染者が1300人超。国内感染者が4000人を超える
21年1月2日	東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏1都3県の知事が西村康稔経済再生担当相に緊急事態宣言の再発令を検討するよう要請
4日	首相が記者会見で再発令の検討に入ると表明
7日	首相が1都3県を対象に緊急事態を宣言。愛知県や大阪府について現時点で発令する状況にはないとの認識を示す
9日	京都、大阪、兵庫の3府県知事が西村経済再生担当相に再発令を要請
13日	宣言の対象地域に栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の7府県を追加

※緊急事態宣言 新型コロナウイルス特措法に基づく措置。感染が全国的かつ急速にまん延し、生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとき、首相が期間と区域を定めて出す。対象の都道府県知事は、不要不急の外出の自粛要請のほか、飲食店を含む施設の使用制限に関する要請・指示ができる。臨時の医療施設開設のための土地や建物の使用などが可能。7日に1都3県を対象に発令された宣言では、感染リスクが高いとされる飲食を伴うものへの対策が中心となった。